

第12回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
剰余金の配当等の決定に関する方針

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

第12期（2020年8月1日～2021年7月31日）

ラクスル株式会社

上記事項は、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

アドレス：<https://corp.raksul.com/ir/stock/>

1. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 6 - 2 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2014年11月21日	2015年8月11日	
新 株 予 約 権 の 数		5,834個	560個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 583,400株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 56,000株 (新株予約権1個につき 100株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)	新株予約権1個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)	
権 利 行 使 期 間		2016年11月22日から 2024年11月21日まで	2017年8月12日から 2025年8月11日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,138個 目的となる株式数 113,800株 保有者数 2名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	
摘 要		上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	

			第 6 - 3 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日			2015年10月13日	2016年10月27日
新 株 予 約 権 の 数			2,120個	2,730個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数			普通株式 212,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)	普通株式 273,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額			新株予約権 1 個あたり 31,300円 (1株あたり 313円)	新株予約権 1 個あたり 31,300円 (1株あたり 313円)
権 利 行 使 期 間			2017年10月14日から 2025年10月13日まで	2018年10月28日から 2026年10月27日まで
行 使 の 条 件			(注) 3	(注) 4
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 360個 目的となる株式数 36,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 937個 目的となる株式数 93,700株 保有者数 3名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 ー個 目的となる株式数 ー株 保有者数 ー名	新株予約権の数 ー個 目的となる株式数 ー株 保有者数 ー名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 ー個 目的となる株式数 ー株 保有者数 ー名	新株予約権の数 ー個 目的となる株式数 ー株 保有者数 ー名	
摘	要		上記のうち、取締役 3 名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	上記のうち、取締役 2 名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

		第 9 - 5 回 新 株 予 約 権	第 1 0 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2017年5月17日	2017年6月15日	
新 株 予 約 権 の 数		1,520個	600個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 152,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき 100株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)	新株予約権1個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)	
権 利 行 使 期 間		2019年5月18日から 2027年5月17日まで	2019年7月1日から 2027年6月30日まで	
行 使 の 条 件		(注) 5	(注) 6	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 1,137個 目的となる株式数 113,700株 保有者数 1名	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	
摘 要	-		上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	

		第 1 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2017年10月27日	
新 株 予 約 権 の 数		960個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式	96,000株
		(新株予約権 1 個につき)	100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	34,000円 340円)
権 利 行 使 期 間		2019年10月28日から 2027年10月27日まで	
行 使 の 条 件		(注) 7	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 210個 目的となる株式数 21,000株 保有者数 3名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	
摘 要		-	

(注) 1. 第 4 回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後 1 年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後 1 年を経過した日から上場日後 2 年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%
 - ③ 上場日後 2 年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

2. 第6-2回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③ 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④ 上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤ 上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

3. 第6-3回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③ 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④ 上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤ 上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 第9回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③ 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④ 上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤ 上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

5. 第9-5回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③ 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④ 上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤ 上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

6. 第10回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③ 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④ 上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤ 上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

7. 第11回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 - (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
 - (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ② 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③ 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④ 上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤ 上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
 - (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
8. 2018年2月1日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①2015年5月22日取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

		第7回新株予約権 (有償ストック・オプション)	
発行決議日		2015年5月22日	
新株予約権の数		4,800個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	480,000株
		(新株予約権1個につき)	100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり280円とする。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	31,300円 313円)
権利行使期間		2015年5月26日から 2025年5月25日まで	
行使の条件		(注) 1	
割当先 (注) 2	当社の取締役(社外取締役及び監査等委員を含む)及び従業員	新株予約権の数 目的となる株式数 割当者数	4,800個 480,000株 4名

(注) 1. 行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

2. 割当先

- (1) 交付時の状況を記載しております。
- (2) 当事業年度末における新株予約権の数は1,830個であります。

3. 2018年2月1日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「割当先」における「新株予約権の数」、「目的となる株式数」は調整されております。

②2020年6月18日取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

		第12回新株予約権 (有償ストック・オプション)	
発行決議日		2020年6月18日	
新株予約権の数		7,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	700,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり12,100円とする。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	318,000円 3,180円)
権利行使期間		2022年11月1日から 2027年7月2日まで	
行使の条件		(注) 1	
割当先 (注) 2	当社の取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)及び従業員	新株予約権の数 目的となる株式数 割当者数	7,000個 700,000株 11名

(注) 1. 行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の関係会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、2022年7月期から2024年7月期までのいずれかの期における、当社の損益計算書に記載された売上総利益が、以下の①及び②に掲げる水準を満たしている場合に限り、以下の行使可能割合を限度に本新株予約権を行使することができる。
 - ① 売上総利益が68億円を超過した場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の30%
 - ② 売上総利益が77億円を超過した場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

2. 割当先

- (1) 交付時の状況を記載しております。
- (2) 当事業年度末における新株予約権の数は7,000個であります。

③2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議日	2019年11月13日
償還の期日	2024年11月29日
社債に付された新株予約権の数	500個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 本社債の額面を転換価格で除した数
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	4,074円
新株予約権の権利行使期間	2019年12月13日から2024年11月15日まで

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として、2014年11月11日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っております（2015年5月12日、2017年11月16日、2019年10月17日及び2020年9月29日改定決議）。当該基本方針の内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、「コンプライアンス規程」を定める。
- (2) 当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、役職員の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
- (3) 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
- (4) 監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
- (5) 代表取締役直轄の内部監査部門を設置し、「内部監査規程」及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は定期的に代表取締役へ報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同。）を関連資料とともに「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従って適切に保存し、管理する。取締役は、取締役の職務執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- (2) リスク管理業務の主管部署はリスクマネジメントの状況を定期的に取り締役に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行う。
- (3) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役を長とし危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

4. 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理・報告体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理及び支援を行う。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、リスクカテゴリー毎に当社グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、連結子会社を有する場合には連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンス体制の整備につき「コンプライアンス規程」を定め、当該事項の実施状況につき定期的なモニタリング・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
また、必要に応じて、子会社の業務活動も内部監査部門による内部監査の対象とする。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行にあたっては、効率的な業務執行を行うものとする。
- (2) 取締役の職務執行を効率的に行うことを確保する体制として、取締役会の他、随時に経営会議を開催し、「職務権限表」に定められた金額範囲において経営方針や事業戦略を決定するものとする。
6. 監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置く（監査等委員会を補助すべき取締役は置かない）。
なお、使用人の任命、異動、評価及び指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。
7. 取締役及び使用人等（当社グループに所属する者を含む）が、監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人等は、業務又は業績に影響を与える重要な事項につき、その内容や業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人等に対し、適宜報告を求めることができるものとする。
- (2) 内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「内部通報規程」に明記し、適切に運用するものとする。
8. その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。

- (2) 監査等委員会は、企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的に意見交換を行う。
 - (3) 内部監査部門は、監査等委員会との情報交換を含め連携を密なものとする。
 - (4) 監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。監査等委員がその職務執行につき、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 代表取締役は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制
- (1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
 - (2) 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、警察等の外部専門機関と連携の上、毅然とした態度で臨むものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は14回開催され、取締役の出席の下、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な経営方針や事業戦略について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む）6名を含めた取締役（監査等委員である取締役を含む）11名で構成されており、取締役会開催にあたり事前に資料を共有し、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

②コンプライアンス及びリスク管理

当社は、自己規律に基づく経営の健全性を確保することを目的として「コンプライアンス規程」等の社内規程を定め、個人情報保護、情報セキュリティ、インサイダー取引の他、景品表示法や下請法、その他の法令遵守をテーマとした研修・情報発信を定期的を実施し、その周知徹底を図っております。加えて、違反行為等の早期発見とその是正、解決を通じて当社のコンプライアンス経営の強化に資することを目的とし「内部通報規程」を定めており、運用しております。

また当社は、リスクマネジメントの基本方針及び体制を「リスク管理規程」に定めており、定期的にリスクの調査及び再評価、リスク低減策の有効性評価を実施し、リスクの回避及び発生した場合のリスクの最小化に努めております。

③内部監査の実施

当社は、代表取締役直轄の内部監査部門を設けるとともに、「内部監査規程」を定め、運用しております。また内部監査部門は、監査等委員会及び会計監査人とも定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報を共有し連携を図ることで、監査の効率性と実効性の向上に努めております。

④監査等委員の監査

監査等委員は監査等委員会で定めた監査計画に基づき、取締役会はもとよりその他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との面談及び従業員への質問等により、業務執行取締役の業務執行についての監査を実施しました。当事業年度において監査等委員会は14回開催され、監査等委員が相互に実施した監査の状況について情報共有したほか、内部監査部門及び会計監査人との連携により監査の効率性と実効性の向上に努めております。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

株主資本等変動計算書

(2020年 8 月 1 日から)
(2021年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計						
当期首残高	2,152,347	4,959,686	4,959,686	△409,078	△409,078	△249	6,702,705	△10,542	△10,542	109,364	6,801,528
当期変動額											
新 株 の 発 行	300,500	300,500	300,500				601,001				601,001
当 期 純 利 益				160,005	160,005		160,005				160,005
自 己 株 式 の 取 得						△236	△236				△236
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								14,182	14,182	420,122	434,305
当 期 変 動 額 合 計	300,500	300,500	300,500	160,005	160,005	△236	760,770	14,182	14,182	420,122	1,195,075
当 期 末 残 高	2,452,848	5,260,187	5,260,187	△249,073	△249,073	△485	7,463,476	3,640	3,640	529,487	7,996,604

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

i 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法であります。

ii その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価額等に基づく時価法であります。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法であります。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法であります。（貸借対照表は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、機械及び装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備について定額法によっております。

なお、主な対応年数は以下の通りであります。

建物附属設備 6年～18年

機械及び装置 10年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度末から適用し、個別注記表に「3.会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関連会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

株式会社ペライチ	1,387,882千円
株式会社ダンポールワン	2,003,495千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ア) 算出方法

関連会社株式は移動平均法による原価法を採用し、取得原価をもって計上しております。

株式会社ペライチ、株式会社ダンポールワンともに、EC市場において事業展開を行っており、今後の企業価値向上が期待できることから、取得原価には株式取得時の事業計画等に基づく超過収益力を反映しております。

超過収益力が当事業年度末日において維持されているか否かを評価する際には、投資先の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

(イ) 主要な仮定

事業計画の見積りにおける主要な仮定は、売上高成長率及び売上総利益率であります。

売上高成長率及び売上総利益率ともに、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もっております。

(ウ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、評価損が計上される可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産の金額は、「7.税効果会計に関する注記」に記載の金額と同一であります。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ア) 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

(イ) 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画作成上の重要な仮定は、売上高成長率と売上総利益率であります。

売上高成長率及び売上総利益率ともに、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、翌事業年度においても引き続き一定の需要低下が継続するものと仮定しております。

(ウ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、新型コロナウイルス感染症の収束時期や将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	63,698千円
短期金銭債務	25,616千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	693,277千円
販売費及び一般管理費	186,738千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 28,729,220株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 12,180株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,455,500株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	32,855千円
株式報酬費用	166,518千円
資産除去債務	36,618千円
未払事業税	15,314千円
関係会社株式評価損	5,126千円
投資有価証券評価損	3,061千円
税務上の繰越欠損金	1,427,420千円
その他	7,743千円
繰延税金資産小計	1,694,659千円
評価性引当額	△1,512,947千円
繰延税金資産合計	181,712千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,606千円
資産除去債務	22,303千円
繰延税金負債合計	23,909千円
繰延税金資産の純額	157,803千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券については、主に事業上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

一部の借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

外貨建債権債務については、為替変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理規程及び与信管理規程に従い、経営管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(イ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は変動金利による借入金については定期的に金利の動向を把握し、管理しております。外貨建債権債務に係る為替変動リスクは通貨別に区分し、定期的に把握し、管理しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は利益計画に基づき経営管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。（注）2.参照

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	13,447,522	13,447,522	－
(2) 受 取 手 形	23,297	23,297	－
(3) 電 子 記 録 債 権	8,085	8,085	－
(4) 売 掛 金	2,922,841	2,922,841	－
(5) 差 入 保 証 金 (* 1)	140,139	140,627	488
(6) 投 資 有 価 証 券	29,200	29,200	－
資 産 計	16,571,087	16,571,575	488
(1) 買 掛 金	2,347,182	2,347,182	－
(2) 未 払 金	771,949	771,949	－
(3) 長 期 借 入 金 (* 2)	5,000,000	4,997,704	△2,295
(4) 転換社債型新株予約権付社債	5,033,333	4,992,511	△40,821
負 債 計	13,152,465	13,109,348	△43,117

(* 1) 上記には差入保証金のうち返還されないものの未償却残高は含まれておりません。

(* 2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)電子記録債権、(4)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)差入保証金

時価は一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(6)投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4)転換社債型新株予約権付社債

元利金の合計額を、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	75,304
投資事業有限責任組合出資金	98,879
関係会社株式	3,447,680

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,447,522	—	—	—
受取手形	23,297	—	—	—
電子記録債権	8,085	—	—	—
売掛金	2,922,841	—	—	—
差入保証金	6,769	17,328	—	116,041
合計	16,408,517	17,328	—	116,041

4. 長期借入金及び転換社債型新株予約権付社債の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	1,287,220	1,582,664	1,582,664	459,452	78,000
転換社債型新株予約権付社債	—	—	—	5,000,000	—
合計	1,287,220	1,582,664	1,582,664	5,459,452	78,000

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	3,391,378千円
持分法を適用した場合の投資の金額	2,784,050千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	607,328千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	松本 恭 攝	(被所有) 直接 17.3%	当社 代表取締役	新株予約権の権利行使 (注1)	11,987	－	－
				金銭報酬債権の現物出資 (注2)	22,704	－	－
役員	永見 世 央	(被所有) 直接 0.8%	当社取締役	新株予約権の権利行使 (注1)	49,641	－	－
				金銭報酬債権の現物出資 (注2)	22,704	－	－
役員	田 部 正 樹	(被所有) 直接 0.0%	当社取締役	新株予約権の権利行使 (注1)	11,987	－	－
				金銭報酬債権の現物出資 (注2)	22,704	－	－
役員	福 島 広 造	(被所有) 直接 0.0%	当社取締役	新株予約権の権利行使 (注1)	18,247	－	－
				金銭報酬債権の現物出資 (注2)	23,760	－	－
役員	泉 雄 介	(被所有) 直接 0.0%	当社取締役	新株予約権の権利行使 (注1)	10,398	－	－
				金銭報酬債権の現物出資 (注2)	14,784	－	－

(注) 1. 新株予約権の権利行使は、

- ・ 2014年10月24日開催の定時株主総会決議及び2014年11月21日取締役会決議に基づき付与された第4回新株予約権
- ・ 2015年5月22日開催の臨時株主総会決議及び2015年5月12日取締役会決議に基づき付与された第7回有償新株予約権
- ・ 2015年5月22日開催の臨時株主総会決議及び2015年8月11日取締役会決議に基づき付与された第6-2回新株予約権
- ・ 2015年5月22日開催の臨時株主総会決議及び2015年10月13日取締役会決議に基づき付与された第6-3回新株予約権
- ・ 2016年10月27日開催の定時株主総会決議及び2016年10月27日取締役会決議に基づき付与された第9回新株予約権
- ・ 2016年10月27日開催の定時株主総会決議及び2016年10月27日取締役会決議に基づき付与された第9-2回新株予約権
- ・ 2017年6月30日開催の臨時株主総会決議及び2017年6月15日取締役会決議に基づき付与された第10回新株予約権
- ・ 2017年10月27日開催の定時株主総会決議及び2017年10月27日取締役会決議に基づき付与された第11回新株予約権

のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 260円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 5円62銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による関連会社化)

当社は、2021年8月16日開催の経営会議において、ネットスクウェア株式会社の株式取得に伴う投資契約締結について決議いたしました。

(1) 株式取得の目的

ネットスクウェア社を関連会社とすることで、当社とのパートナーシップをより強固にするとともに、デジタル印刷の商材拡充により顧客への提供価値の更なる向上に資すると判断したためであります。

(2) 株式取得先の名称、事業内容

名称：ネットスクウェア株式会社

事業内容：デジタル情報の印刷事業及び年賀状を中心とした個人向け印刷通販事業

(3) 株式取得価額、取得後の持分比率

株式取得価額：契約上の守秘義務により非開示とさせていただきます。

取得後の持分比率：38%

(4) 支払資金の調達方法

自己資金により充当

(5) 株式取得の時期

2021年9月

13. その他の注記

計算書類の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。